

1 林地開発許可制度の趣旨

森林は、保安林以外の森林であっても、水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を多かれ少なかれ有しており、それを通じて、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しているものである。また、これらの森林は、一度開発してその機能が破壊されてしまった場合には、これを回復することは非常に困難な場合が多い。

従って、これらの森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもある。

林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的としている。

2 林地開発許可制度の内容

(1) 対象となる森林（森林法第10条の2第1項）

林地開発許可制度の対象となる森林は、森林法第5条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象民有林（保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く）である。

(2) 対象となる開発行為（森林法第10条の2第1項、同法施行令第2条の3）

許可制度の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、次の規模を超えるもの。

- ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル
- イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
- ウ 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

(3) 許可権者（森林法第10条の2第1項）

開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、知事の許可（自治事務）を受けなければならない。

(4) 許可基準（森林法第10条の2第2項）

知事は、許可の申請があった場合において、次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- ア 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。（災害の防止）
- イ 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。（水害の防止）
- ウ 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。（水源のかん養）

- エ 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。（環境の保全）
- (5) 開発行為の中止、復旧等（監督処分：森林法第10条の3）

知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

また、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法による代執行ができる。

- ア 無許可による開発行為をした者
- イ 許可条件に違反した開発行為をした者
- ウ 偽りその他の不正な手段により許可を受け開発行為をした者
- (6) 対象外の開発行為（森林法第10条の2第1項）

以下に掲げる場合は、対象外の開発行為であり、知事と連絡調整を行う必要がある。

- ア 国又は地方公共団体が行なう場合
- イ 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- ウ 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

アについて

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体と見なされている法人を含む）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。

イについて

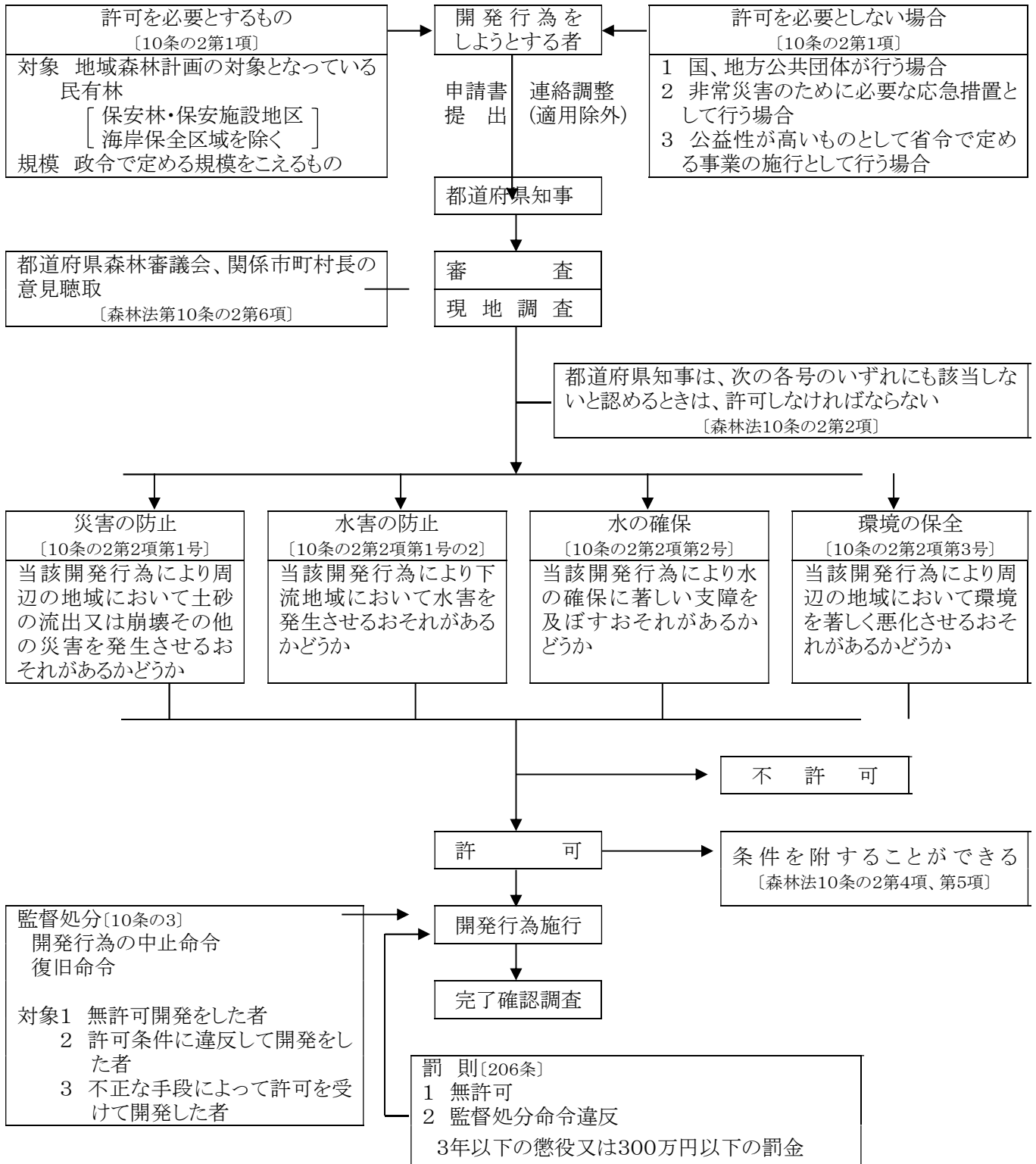
非常災害のために必要な応急措置として行う場合については、緊急避難的な性格を有することに鑑み、許可を要しない。

ウについて

公益性の高い事業で省令で定めるものの施行として行う場合については、事業の施行につき法令に基づく監督権限を有するものの指導により本制度の趣旨が貫徹されることとなるので、適用がない。

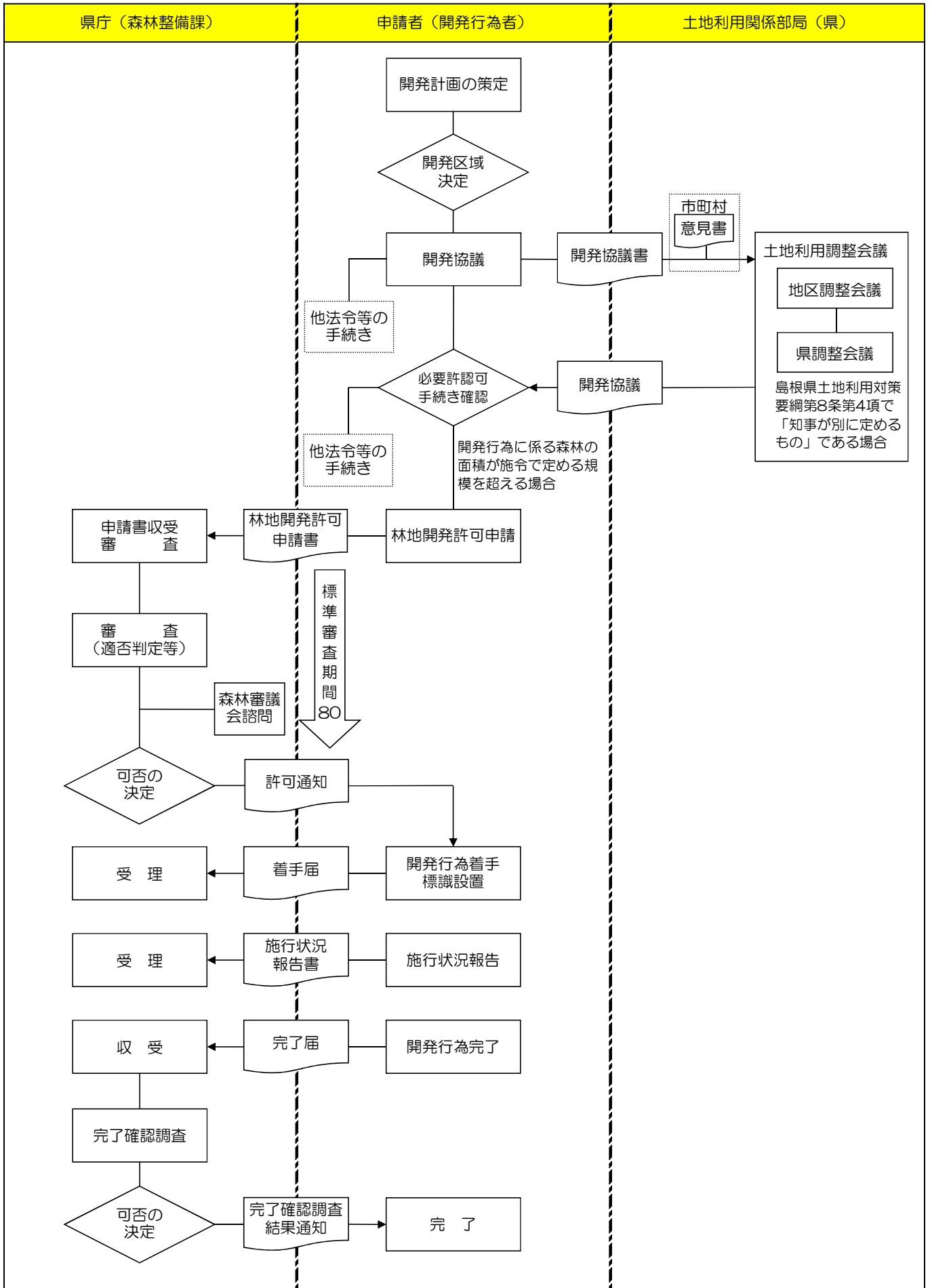
3 制度の体系図

林地開発許可制度の体系



注：〔 〕は、森林法の条項を示す。

4 林地開発許可手続きフローチャート（概要）



5 用語の説明

(1) 事業区域

事業者が、一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、水路等のすべての土地を含んだ区域をいう。

「事業区域」＝「開発行為をしようとする森林」＋「森林以外の土地」

(2) 開発行為をしようとする森林（事業区域内の森林）

事業区域内に含まれるすべての地域森林計画対象の森林をいう。

「開発行為をしようとする森林」＝「開発行為に係る森林」＋「残置する森林」

(3) 地域森林計画対象の森林（5条森林）

森林法第5条の地域森林計画の対象となっている民有林（公有林を含む）をいい、土地登記簿上の「山林」とは、必ずしも一致しない。

(4) 開発行為に係る森林（開発森林）

土地の形質の変更が行われる地域森林計画対象民有林のことをいう。但し、保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域を除く。

(5) 残置する森林

開発行為をしようとする森林のうち、土地の形質の変更をしないで現況のまま放置、保全する森林をいう。

「残置する森林」＝「16年生以上の残置する森林」＋「若齢（15年生以下）の残置する森林」

(6) 残置森林率

残置森林のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。ここで、若齢林を控除するのは、森林機能が十分発揮されるまでに至らないためである。

$$\frac{\text{「16年生以上の残置する森林の面積」}}{\text{「開発行為をしようとする森林(事業区域内の森林)の面積」}} \times 100$$

(小数点以下第2位四捨五入第1位止)

(7) 造成する森林

土地の形質の変更を行った後に、植栽により造成する森林（森林以外の土地に造成する場合も含む）をいう。

但し、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、造成する森林の対象外とする。

(8) 森林率

残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\frac{\text{「残置する森林の面積」} + \text{「造成する森林の面積」}}{\text{「開発行為をしようとする森林(事業区域内の森林)の面積」}} \times 100$$

(小数点以下第2位四捨五入第1位止)

(9) 緑地

「住宅団地の造成」に係る緑地には、次に掲げるものいう。

- ア 公園・緑地・広場
- イ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- ウ 緑地帯、緑道
- エ 法面緑地
- オ その他上記に類するもの

(住宅団地の造成における森林率)

$$\frac{\text{「残置する森林の面積」} + \text{「造成する森林の面積」} + \text{「緑地の面積」}}{\text{「開発行為をしようとする森林（事業区域内の森林）の面積」}} \times 100$$

(小数点以下第2位四捨五入第1位止)

(参考図)

